

災害に係る住家の被害認定基準運用指針新旧対照表（案）

（傍線部分は改定部分）

新	旧
<p>【 総 則 】</p> <p>1～4. (略)</p> <p>5. 調査方法</p> <p>災害による住家被害が発生した場合、災害ごとに定める次の方法で調査を行うこととする。なお、被害の状況によっては「第4編 液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うこともできる。</p> <p>●地震による被害 (略)</p> <p>●水害による被害</p> <p>水害により被災した住家に対する被害調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合には、第1次調査・第2次調査の2段階で実施し、それ以外の場合には第2次調査の1段階のみで実施する。<u>ただし、外観の損傷状況及び浸水深の確認が困難な住家は、第1次調査</u></p>	<p>【 総 則 】</p> <p>1～4. (略)</p> <p>5. 調査方法</p> <p>災害による住家被害が発生した場合、災害ごとに定める次の方法で調査を行うこととする。なお、被害の状況によっては「第4編 液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うこともできる。</p> <p>●地震による被害 (略)</p> <p>●水害による被害</p> <p>水害により被災した住家に対する被害調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合には、第1次調査・第2次調査の2段階で実施し、それ以外の場合には第2次調査の1段階のみで実施する。</p>

新	旧
<p><u>を実施せず、第2次調査から実施することも考えられる。また、第2次調査の実施体制が確立されている場合は、第1次調査の概ねの終了を待たず第2次調査を前倒して実施することも考えられる。</u></p> <p>(略)</p> <p>●風害による被害 (略)</p> <p>(略)</p> <p>6. 判定方法</p> <p>(略)</p> <p>その後の主な改定の内容は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年改定 (略) ・平成 25 年改定 (略) ・平成 30 年改定 (略) ・令和 2 年改定 (略) ・令和 3 年改定 (略) ・令和 6 年改定 (略) ・令和 7 年改定 (略) ・令和 8 年改定 「液状化等の地盤被害編」において、床の傾斜の測定方法を追加、「第1次調査」に「中規模半壊」と判定する方法を追加等 	<p>(略)</p> <p>●風害による被害 (略)</p> <p>(略)</p> <p>6. 判定方法</p> <p>(略)</p> <p>その後の主な改定の内容は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年改定 (略) ・平成 25 年改定 (略) ・平成 30 年改定 (略) ・令和 2 年改定 (略) ・令和 3 年改定 (略) ・令和 6 年改定 (略) ・令和 7 年改定 (略)

新	旧
<p>●地震による被害 (略)</p> <p>●水害による被害 (略)</p> <p>●風害による被害 (略)</p> <p>●<u>写真等</u>を活用した判定について <u>発災前後の航空写真やドローンによる映像、応急危険度判定において撮影された写真等</u>が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該<u>写真等</u>を活用して判定することが可能である。</p> <p>例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、<u>倒壊、流出又はずり落ち等した住家が集中している</u>と想定される場合、<u>被害認定調査よりも前に行われた応急危険度判定において撮影された写真が活用できる場合</u>などが考えられる。</p> <p>これらの場合において、<u>写真等</u>から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっているなど、明らかに住家全部又は一部の階が全部倒壊している等一見して「全壊」と判定できる場合には、当該<u>写真等</u>により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</p> <p>なお、<u>写真等</u>からだけでは判定できない場合には、現地調査を行う</p>	<p>●地震による被害 (略)</p> <p>●水害による被害 (略)</p> <p>●風害による被害 (略)</p> <p>●<u>航空写真等</u>を活用した判定について <u>発災前後の航空写真等</u>が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該<u>航空写真等</u>を活用して判定することが可能である。</p> <p>例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、<u>又は倒壊、流出、ずり落ち等した住家が集中している</u>と想定される場合などが考えられる。</p> <p>これらの場合において、<u>航空写真等</u>から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっているなど、明らかに住家全部又は一部の階が全部倒壊している等一見して「全壊」と判定できる場合には、当該<u>航空写真等</u>により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</p> <p>なお、<u>航空写真等</u>からだけでは判定できない場合には、現地調査を</p>

新	旧
こととなる。 7～12. (略)	行うこととなる。 7～12. (略)

新

旧

＜第1編 地震による被害＞

(略)

＜第1編 地震による被害＞

(略)

新	旧
<p data-bbox="338 580 927 655">【木造・プレハブ】</p> <p data-bbox="219 1230 1106 1358">※木造・プレハブとは、在来工法（軸組工法）による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。</p>	<p data-bbox="1305 580 1895 655">【木造・プレハブ】</p> <p data-bbox="1184 1230 2072 1358">※木造・プレハブとは、在来工法（軸組工法）による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。</p>

新	旧
<p data-bbox="168 220 996 300"><被害認定フロー（地震による被害 木造・プレハブ）> （略）</p> <p data-bbox="174 384 649 424">1. 第1次調査に基づく判定</p> <p data-bbox="235 459 293 491">（略）</p> <p data-bbox="181 555 486 592">（1）外観による判定</p> <p data-bbox="235 603 293 635">（略）</p> <p data-bbox="188 699 1108 874">また、<u>発災前後の航空写真やドローンによる映像</u>、<u>応急危険度判定において撮影された写真等</u>が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、<u>当該写真等</u>を活用して判定することが可能である。</p> <p data-bbox="188 890 1108 1118">例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、<u>倒壊、流出又はずり落ち等した住家が集中している</u>と想定される場合、<u>被害認定調査よりも前に行われた応急危険度判定において撮影された写真が活用できる場合</u>などが考えられる。</p> <p data-bbox="188 1134 1108 1358">これらの場合において、<u>写真等</u>から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している、一部の階が全部倒壊している又は住家全部が流出し、若しくはずり落ちていると判定できる場合には、<u>当該写真等</u>により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</p> <p data-bbox="219 1374 1108 1406">なお、<u>写真等からだけでは判定できない場合</u>には、現地調査を行う</p>	<p data-bbox="1140 220 1968 300"><被害認定フロー（地震による被害 木造・プレハブ）> （略）</p> <p data-bbox="1146 384 1621 424">1. 第1次調査に基づく判定</p> <p data-bbox="1207 459 1265 491">（略）</p> <p data-bbox="1153 555 1458 592">（1）外観による判定</p> <p data-bbox="1207 603 1265 635">（略）</p> <p data-bbox="1160 699 2080 831">また、<u>発災前後の航空写真等</u>が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、<u>当該航空写真等</u>を活用して判定することが可能である。</p> <p data-bbox="1160 890 2080 1070">例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、<u>又は倒壊、流出、ずり落ち等した住家が集中している</u>と想定される場合<u>など</u>が考えられる。</p> <p data-bbox="1160 1134 2080 1358">これらの場合において、<u>航空写真等</u>から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している、一部の階が全部倒壊している又は住家全部が流出し、若しくはずり落ちていると判定できる場合には、<u>当該航空写真等</u>により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</p> <p data-bbox="1191 1374 2080 1406">なお、<u>明らかに住家全部が倒壊している</u>、一部の階が全部倒壊して</p>

新	旧
<p>こととなる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 部位による判定 (3) - 1、(3) - 2 又はその両方により判定を行う。</p> <p>(3) - 1 住家を「屋根」「壁(外壁)」「基礎」に区分し、各部位の損傷率(各部位の被害の程度)を外観目視により把握し、それに部位別の構成比(次頁表参照)を乗じたもの(部位別損害割合)の合計(住家の損害割合)を算出する。 これが50%以上の場合を「全壊」、40%以上50%未満の場合を「大規模半壊」、30%以上40%未満の場合を「中規模半壊」、20%以上30%未満の場合を「半壊」、10%以上20%未満の場合を「準半壊」、10%未満の場合を「準半壊に至らない(一部損壊)」と判定する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) - 2 (略)</p> <p>1 - 1 ~ 1 - 3. (略)</p>	<p><u>いる又は住家全部が流出し、若しくはずり落ちていると判定できない場合には、現地調査を行うこととなる。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 部位による判定 (3) - 1、(3) - 2 又はその両方により判定を行う。</p> <p>(3) - 1 住家を「屋根」「壁(外壁)」「基礎」に区分し、各部位の損傷率(各部位の被害の程度)を外観目視により把握し、それに部位別の構成比(下表参照)を乗じたもの(部位別損害割合)の合計(住家の損害割合)を算出する。 これが50%以上の場合を「全壊」、40%以上50%未満の場合を「大規模半壊」、30%以上40%未満の場合を「中規模半壊」、20%以上30%未満の場合を「半壊」、10%以上20%未満の場合を「準半壊」、10%未満の場合を「準半壊に至らない(一部損壊)」と判定する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) - 2 (略)</p> <p>1 - 1 ~ 1 - 3. (略)</p>

2. 第2次調査に基づく判定

第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合又は市町村が必要と判断した場合に実施する。第2次調査は、外観目視調査及び内部立入調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、部位ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観、住家の傾斜及び部位ごとの損傷程度等により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。

なお、住家の被害の程度が第1次調査に基づく判定結果と異なった場合、基本的には第2次調査に基づく判定結果で当該住家の被害の程度を判定する。

(1) 外観による判定

(略)

また、発災前後の航空写真やドローンによる映像、応急危険度判定において撮影された写真等が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該写真等を活用して判定することが可能である。

例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、倒壊、流出又はずり落ち等した住家が集中していると想定される場合、被害認定調査よりも前に行われた応急危険度判定において撮影された写真が活用できる場合などが考えられる。

これらの場合において、写真等から発災後の当該住家の屋根の軸が

2. 第2次調査に基づく判定

第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合又は市町村が必要と判断した場合に実施する。第2次調査は、外観目視調査及び内部立入調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、部位ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観、住家の傾斜及び部位ごとの損傷程度等により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。

(1) 外観による判定

(略)

また、発災前後の航空写真等が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該航空写真等を活用して判定することが可能である。

例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、又は倒壊、流出、ずり落ち等した住家が集中している場合などが考えられる。

これらの場合において、航空写真等から発災後の当該住家の屋根の

新	旧
<p>ずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している、一部の階が全部倒壊している又は住家全部が流出し、若しくは必ず落ちてると判定できる場合には、当該<u>写真等</u>により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</p> <p>なお、<u>写真等</u>からだけでは判定できない場合には、現地調査を行うこととなる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 部位による判定</p> <p>住家を「屋根」「柱（又は耐力壁）」「床（階段を含む。）」「外壁」「内壁」「天井」「建具」「基礎」「設備」に区分し、各部位の損傷率を外観目視及び内部立入により把握し、それに部位別の構成比（<u>P1-23</u> 参照）を乗じたもの（部位別損害割合）の合計（住家の損害割合）を算出する。</p> <p>【2階建等の住家における1階等の価値を考慮した損害割合の算定】</p> <p>2以上の階を有する住家（1世帯で2以上の階を使用している場合に限る。）にあつては、各部位（基礎を除く。）について、上記により算定した部位別の損害割合に代えて、次の①及び②の割合を合計した割合を各部位の損害割合とすることができる。ただし、各部位の損害割合は、<u>P1-23</u> 表に定める各部位の部位別構成比を超えることはできないものとする。</p> <p>①・② (略)</p>	<p>軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している、一部の階が全部倒壊している又は住家全部が流出し、若しくは必ず落ちてると判定できる場合には、当該<u>航空写真等</u>により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</p> <p>なお、<u>明らかに住家全部が倒壊している、一部の階が全部倒壊している又は住家全部が流出し、若しくは必ず落ちてると判定できない場合には</u>、現地調査を行うこととなる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 部位による判定</p> <p>住家を「屋根」「柱（又は耐力壁）」「床（階段を含む。）」「外壁」「内壁」「天井」「建具」「基礎」「設備」に区分し、各部位の損傷率を外観目視及び内部立入により把握し、それに部位別の構成比（<u>P1-21</u> 参照）を乗じたもの（部位別損害割合）の合計（住家の損害割合）を算出する。</p> <p>【2階建等の住家における1階等の価値を考慮した損害割合の算定】</p> <p>2以上の階を有する住家（1世帯で2以上の階を使用している場合に限る。）にあつては、各部位（基礎を除く。）について、上記により算定した部位別の損害割合に代えて、次の①及び②の割合を合計した割合を各部位の損害割合とすることができる。ただし、各部位の損害割合は、<u>次頁表</u>に定める各部位の部位別構成比を超えることはできないものとする。</p> <p>①・② (略)</p>

新	旧
<p>(略)</p> <p>2-1~2-9. (略)</p> <p>3. 被災者から再調査の依頼があった場合の対応</p> <p>第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。</p> <p>再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。</p> <p><u>なお、住家の被害の程度が再調査前に行われた調査に基づく判定結果と異なった場合、基本的には再調査に基づく判定結果で当該住家の被害の程度を判定する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>2-1~2-9. (略)</p> <p>3. 被災者から再調査の依頼があった場合の対応</p> <p>第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。</p> <p>再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。</p>

新	旧
<p data-bbox="488 582 779 657" style="text-align: center;">【非木造】</p> <p data-bbox="192 991 1106 1166">※非木造の住家は、構造上、鉄骨造と鉄筋コンクリート造に大別されるが、この構造の相違を外観からの目視によって判断することは困難であることも多いため、外観目視調査による第1次調査においては、構造上の区別はせず、同一の調査により判定する。</p> <p data-bbox="192 1182 1106 1358">なお、外観目視調査に加え、内部立入調査を行う第2次調査のうち、柱（又は耐力壁）及び床・梁の調査においては、構造別に被害の状況が異なることが確認できると考えられるため、鉄骨造、鉄筋コンクリート造に区分して判定を行う。</p>	<p data-bbox="1458 582 1749 657" style="text-align: center;">【非木造】</p> <p data-bbox="1162 991 2076 1166">※非木造の住家は、構造上、鉄骨造と鉄筋コンクリート造に大別されるが、この構造の相違を外観からの目視によって判断することは困難であることも多いため、外観目視調査による第1次調査においては、構造上の区別はせず、同一の調査により判定する。</p> <p data-bbox="1162 1182 2076 1358">なお、外観目視調査に加え、内部立入調査を行う第2次調査のうち、柱（又は耐力壁）及び床・梁の調査においては、構造別に被害の状況が異なることが確認できると考えられるため、鉄骨造、鉄筋コンクリート造に区分して判定を行う。</p>

新	旧
<p data-bbox="168 215 862 295"><被害認定フロー（地震による被害 非木造）> （略）</p> <p data-bbox="168 383 649 422">1. 第1次調査に基づく判定</p> <p data-bbox="212 454 268 486">（略）</p> <p data-bbox="179 550 481 582">（1）外観による判定</p> <p data-bbox="235 598 291 630">（略）</p> <p data-bbox="168 646 1108 821">また、<u>発災前後の航空写真やドローンによる映像、応急危険度判定において撮影された写真等</u>が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該<u>写真等</u>を活用して判定することが可能である。</p> <p data-bbox="168 837 1108 1061">例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、<u>倒壊等した住家が集中していると想定される場合、被害認定調査よりも前に行われた応急危険度判定において撮影された写真が活用できる場合</u>などが考えられる。</p> <p data-bbox="168 1077 1108 1300">これらの場合において、<u>写真等</u>から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している又は一部の階が全部倒壊していると判定できる場合には、当該<u>写真等</u>により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</p> <p data-bbox="168 1316 1108 1396">なお、<u>写真等</u>からだけでは判定できない場合には、現地調査を行うこととなる。</p>	<p data-bbox="1131 215 1825 295"><被害認定フロー（地震による被害 非木造）> （略）</p> <p data-bbox="1131 383 1612 422">1. 第1次調査に基づく判定</p> <p data-bbox="1176 454 1232 486">（略）</p> <p data-bbox="1142 550 1444 582">（1）外観による判定</p> <p data-bbox="1198 598 1254 630">（略）</p> <p data-bbox="1131 646 2072 774">また、<u>発災前後の航空写真等</u>が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該<u>航空写真等</u>を活用して判定することが可能である。</p> <p data-bbox="1131 837 2072 1013">例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、<u>又は倒壊等した住家が集中していると想定される場合</u>などが考えられる。</p> <p data-bbox="1131 1077 2072 1300">これらの場合において、<u>航空写真等</u>から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している又は一部の階が全部倒壊していると判定できる場合には、当該<u>航空写真等</u>により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</p> <p data-bbox="1131 1316 2072 1396">なお、<u>明らかに住家全部が倒壊している又は一部の階が全部倒壊していると判定できない場合</u>には、現地調査を行うこととなる。</p>

新	旧
<p>(2)・(3) (略)</p> <p>1-1～1-3. (略)</p> <p>2. 第2次調査に基づく判定</p> <p>第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施する。第2次調査は、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、部位ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観、住家の傾斜及び部位ごとの損傷程度等により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。</p> <p>また、<u>第2次調査のうち、柱（又は耐力壁）及び床・梁の調査においては、内部立入調査により、第1次調査では区別が困難であった構造別の被害が確認できると考えられるため、A. 鉄骨造、B. 鉄筋コンクリート造に区分して判定を行う。</u></p> <p><u>なお、住家の被害の程度が第1次調査に基づく判定結果と異なった場合、基本的には第2次調査に基づく判定結果で当該住家の被害の程度を判定する。</u></p> <p>(1) 外観による判定 (略)</p> <p>また、<u>発災前後の航空写真やドローンによる映像、応急危険度判定</u></p>	<p>(2)・(3) (略)</p> <p>1-1～1-3. (略)</p> <p>2. 第2次調査に基づく判定</p> <p>第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施する。第2次調査は、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、部位ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観、住家の傾斜及び部位ごとの損傷程度等により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。</p> <p><u>なお、第2次調査のうち、柱（又は耐力壁）及び床・梁の調査においては、内部立入調査により、第1次調査では区別が困難であった構造別の被害が確認できると考えられるため、A. 鉄骨造、B. 鉄筋コンクリート造に区分して判定を行う。</u></p> <p>(1) 外観による判定 (略)</p> <p>また、<u>発災前後の航空写真等</u>が入手でき、これらを活用することが</p>

新	旧
<p>において撮影された写真等が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該<u>写真等</u>を活用して判定することが可能である。</p> <p>例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、<u>倒壊等した住家が集中していると想定される場合、被害認定調査よりも前に行われた応急危険度判定において撮影された写真が活用できる場合</u>などが考えられる。</p> <p>これらの場合において、<u>写真等</u>から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している又は一部の階が全部倒壊していると判定できる場合には、当該<u>写真等</u>により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</p> <p>なお、<u>写真等</u>からだけでは判定できない場合には、現地調査を行うこととなる。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2-1～2-6. (略)</p> <p>3. 被災者から再調査の依頼があった場合の対応</p> <p>第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えら</p>	<p>調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該<u>航空写真等</u>を活用して判定することが可能である。</p> <p>例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、<u>又は倒壊等した住家が集中していると想定される場合</u>などが考えられる。</p> <p>これらの場合において、<u>航空写真等</u>から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している又は一部の階が全部倒壊していると判定できる場合には、当該<u>航空写真等</u>により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</p> <p>なお、<u>明らかに住家全部が倒壊している又は一部の階が全部倒壊していると判定できない場合には</u>、現地調査を行うこととなる。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2-1～2-6. (略)</p> <p>3. 被災者から再調査の依頼があった場合の対応</p> <p>第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えら</p>

新	旧
<p>れる点があれば、その点について再調査を行う。</p> <p>再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。</p> <p><u>なお、住家の被害の程度が再調査前に行われた調査に基づく判定結果と異なった場合、基本的には再調査に基づく判定結果で当該住家の被害の程度を判定する。</u></p>	<p>れる点があれば、その点について再調査を行う。</p> <p>再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。</p>

新	旧
<p data-bbox="174 724 1093 799"><第2編 水害による被害></p> <p data-bbox="181 842 237 874">(略)</p>	<p data-bbox="1144 724 2063 799"><第2編 水害による被害></p> <p data-bbox="1151 842 1207 874">(略)</p>

新

旧

【木造・プレハブ】

【木造・プレハブ】

※木造・プレハブとは、在来工法（軸組工法）による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。

※木造・プレハブとは、在来工法（軸組工法）による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。

新	旧
<p data-bbox="168 215 996 295"><被害認定フロー（水害による被害 木造・プレハブ）> （略）</p> <p data-bbox="168 375 649 422">1. 第1次調査に基づく判定</p> <p data-bbox="235 454 291 486">（略）</p> <p data-bbox="179 550 481 582">（1）外観による判定</p> <p data-bbox="235 598 291 630">（略）</p> <p data-bbox="190 646 1108 774">また、<u>発災前後の航空写真やドローンによる映像等</u>が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、<u>当該写真等</u>を活用して判定することが可能である。</p> <p data-bbox="190 790 1108 965">例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、又は倒壊、流失等した住家が集中していると想定される場合などが考えられる。</p> <p data-bbox="190 981 1108 1204">これらの場合において、<u>写真等</u>から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している、一部の階が全部倒壊している又は住家全部が流失していると判定できる場合には、<u>当該写真等</u>により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</p> <p data-bbox="190 1220 1108 1300">なお、<u>写真等からだけでは判定できない場合</u>には、現地調査を行うこととなる。</p>	<p data-bbox="1131 215 1960 295"><被害認定フロー（水害による被害 木造・プレハブ）> （略）</p> <p data-bbox="1131 375 1612 422">1. 第1次調査に基づく判定</p> <p data-bbox="1198 454 1254 486">（略）</p> <p data-bbox="1142 550 1444 582">（1）外観による判定</p> <p data-bbox="1198 598 1254 630">（略）</p> <p data-bbox="1153 646 2072 774">また、<u>発災前後の航空写真等</u>が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、<u>当該航空写真等</u>を活用して判定することが可能である。</p> <p data-bbox="1153 790 2072 965">例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、又は倒壊、流失等した住家が集中していると想定される場合などが考えられる。</p> <p data-bbox="1153 981 2072 1204">これらの場合において、<u>航空写真等</u>から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している、一部の階が全部倒壊している又は住家全部が流失していると判定できる場合には、<u>当該航空写真等</u>により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</p> <p data-bbox="1153 1220 2072 1348">なお、<u>明らかに住家全部が倒壊している、一部の階が全部倒壊している又は住家全部が流失していると判定できない場合</u>には、現地調査を行うこととなる。</p>

新

旧

(2) 浸水深による判定

(略)

(2) 浸水深による判定

(略)

(表1)

床上1.8m以上	住家の損害割合 40%以上	大規模半壊	<input type="checkbox"/>
床上1m以上 1.8m未満の浸水	住家の損害割合 30%以上	中規模半壊	<input type="checkbox"/>
床上0.1m以上 1m未満の浸水	住家の損害割合 20%以上	半壊	<input type="checkbox"/>
床上0.1m未満の浸水	住家の損害割合 10%以上	準半壊	<input type="checkbox"/>
床下浸水	住家の損害割合 10%未満	準半壊に 至らない (一部損壊)	<input type="checkbox"/>

(表1)

床上1.8m以上	住家の損害割合 40%以上	大規模半壊	<input type="checkbox"/>
床上1m以上 1.8m未満の浸水	住家の損害割合 30%以上	中規模半壊	<input type="checkbox"/>
床上0.1m以上 1m未満の浸水	住家の損害割合 20%以上	半壊	<input type="checkbox"/>
床上0.1m未満の浸水	住家の損害割合 10%以上	準半壊	<input type="checkbox"/>
床下浸水	住家の損害割合 10%未満	準半壊に 至らない (一部損壊)	<input type="checkbox"/>

※ 浸水深は玄関内、掃き出し窓等の浸水痕により測定することが

※ 浸水深は玄関内、掃き出し窓等の浸水痕により測定することが

新	旧
<p>考えられる。</p> <p>※ スマートフォン等の撮影画像から算出した浸水深を用いることも可能。</p> <p>※ 区域内にある【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての住家において、床上 1.8m以上浸水したことが一見して明らかな場合、サンプル調査（当該区域の四隅に立地する住家の調査）により、当該区域内の当該住家すべてを「大規模半壊」と判定する。また、区域全体をドローンで撮影・3次元化して算出された浸水深により、明らかに床上 1.8m以上浸水したことが確認できる場合も、当該区域内の当該住家すべてを「大規模半壊」と判定する。</p> <p>なお、区域内に上記以外の住家があってもサンプル調査は可能であり、これらの住家については、別途第2次調査により判定する。</p> <p>※ <u>「床上 0.1m」については、巾木の高さを目安に設定した基準であることから、外部から見える範囲での内部の浸水状況等により、内壁に巾木の汚損以外の損傷が生じていると判断できる場合には、床上浸水であれば「半壊」と判定して差し支えない。</u></p> <p>(表2) (略)</p> <p>2. 第2次調査に基づく判定</p> <p>第2次調査の対象は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があったもの、第1次調査を実施したが判定には至らなかったもの又は第</p>	<p>考えられる。</p> <p>※ スマートフォン等の撮影画像から算出した浸水深を用いることも可能。</p> <p>※ 区域内にある【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての住家において、床上 1.8m以上浸水したことが一見して明らかな場合、サンプル調査（当該区域の四隅に立地する住家の調査）により、当該区域内の当該住家すべてを「大規模半壊」と判定する。また、区域全体をドローンで撮影・3次元化して算出された浸水深により、明らかに床上 1.8m以上浸水したことが確認できる場合も、当該区域内の当該住家すべてを「大規模半壊」と判定する。</p> <p>なお、区域内に上記以外の住家があってもサンプル調査は可能であり、これらの住家については、別途第2次調査により判定する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(表2) (略)</p> <p>2. 第2次調査に基づく判定</p> <p>第2次調査の対象は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があったもの、第1次調査を実施したが判定には至らなかったもの又は第</p>

新	旧
<p>1次調査の対象に該当しないものが対象である。</p> <p>第2次調査は、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の確認及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況、住家の傾斜、部位ごとの損傷程度等により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。</p> <p><u>なお、住家の被害の程度が第1次調査に基づく判定結果と異なった場合、基本的には第2次調査に基づく判定結果で当該住家の被害の程度を判定する。</u></p> <p>(1) 外観による判定</p> <p>(略)</p> <p>また、<u>発災前後の航空写真やドローンによる映像等</u>が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、<u>当該写真等</u>を活用して判定することが可能である。</p> <p>例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、又は倒壊、流失等した住家が集中していると想定される場合などが考えられる。</p> <p>これらの場合において、<u>写真等</u>から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している、一部の階が全部倒壊している又は住家全部が流失していると判定できる場合には、<u>当該写真等</u>により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</p> <p>なお、<u>写真等</u>からだけでは判定できない場合には、現地調査を行う</p>	<p>1次調査の対象に該当しないものが対象である。</p> <p>第2次調査は、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の確認及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況、住家の傾斜、部位ごとの損傷程度等により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。</p> <p>(1) 外観による判定</p> <p>(略)</p> <p>また、<u>発災前後の航空写真等</u>が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、<u>当該航空写真等</u>を活用して判定することが可能である。</p> <p>例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、又は倒壊、流失等した住家が集中していると想定される場合などが考えられる。</p> <p>これらの場合において、<u>航空写真等</u>から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している、一部の階が全部倒壊している又は住家全部が流失していると判定できる場合には、<u>当該航空写真等</u>により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</p> <p>なお、<u>明らかに住家全部が倒壊している、一部の階が全部倒壊して</u></p>

新	旧
<p>こととなる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 部位による判定 住家を「屋根」「柱(又は耐力壁)」「床(階段を含む。)」 「外壁」「内壁」「天井」「建具」「基礎」「設備」に区分し、各部位の損傷率(各部位の被害の程度)を外観目視及び内部立入により把握し、それに部位別の構成比(P2-14表参照)を乗じたもの(部位別損害割合)の合計(住家の損害割合)を算定する。</p> <p>【2階建等の住家における1階等の価値を考慮した損害割合の算定】 2以上の階を有する住家(1世帯で2以上の階を使用している場合に限る。)にあつては、各部位(基礎を除く。)について、上記により算定した部位別の損害割合に代えて、次の①及び②の割合を合計した割合を各部位の損害割合とすることができる。ただし、各部位の損害割合は、P2-14表に定める各部位の部位別構成比を超えることはできないものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>(略)</p> <p>2-1~2-9. (略)</p>	<p><u>いる又は住家全部が流失していると判定できない場合には、現地調査を行うこととなる。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 部位による判定 住家を「屋根」「柱(又は耐力壁)」「床(階段を含む。)」 「外壁」「内壁」「天井」「建具」「基礎」「設備」に区分し、各部位の損傷率(各部位の被害の程度)を外観目視及び内部立入により把握し、それに部位別の構成比(P2-15表参照)を乗じたもの(部位別損害割合)の合計(住家の損害割合)を算定する。</p> <p>【2階建等の住家における1階等の価値を考慮した損害割合の算定】 2以上の階を有する住家(1世帯で2以上の階を使用している場合に限る。)にあつては、各部位(基礎を除く。)について、上記により算定した部位別の損害割合に代えて、次の①及び②の割合を合計した割合を各部位の損害割合とすることができる。ただし、各部位の損害割合は、P2-15表に定める各部位の部位別構成比を超えることはできないものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>(略)</p> <p>2-1~2-9. (略)</p>

新	旧
<p>3. 被災者から再調査の依頼があった場合の対応</p> <p>第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。</p> <p>再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。</p> <p><u>なお、住家の被害の程度が再調査前に行われた調査に基づく判定結果と異なった場合、基本的には再調査に基づく判定結果で当該住家の被害の程度を判定する。</u></p>	<p>3. 被災者から再調査の依頼があった場合の対応</p> <p>第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。</p> <p>再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。</p>

新	旧
<p data-bbox="488 580 775 651" style="text-align: center;">【非木造】</p> <p data-bbox="192 1182 1106 1353">※非木造の住家は、構造上、鉄骨造と鉄筋コンクリート造に大別される。調査のうち、柱（又は耐力壁）及び床・梁の調査においては、内部立入調査により、構造別の被害が確認できると考えられるため、鉄骨造、鉄筋コンクリート造に区分して判定を行う。</p>	<p data-bbox="1458 580 1744 651" style="text-align: center;">【非木造】</p> <p data-bbox="1162 1182 2076 1353">※非木造の住家は、構造上、鉄骨造と鉄筋コンクリート造に大別される。調査のうち、柱（又は耐力壁）及び床・梁の調査においては、内部立入調査により、構造別の被害が確認できると考えられるため、鉄骨造、鉄筋コンクリート造に区分して判定を行う。</p>

新	旧
<p data-bbox="168 215 862 295"><被害認定フロー（水害による被害 非木造）> （略）</p> <p data-bbox="168 375 425 422">1. 調査・判定</p> <p data-bbox="235 454 291 486">（略）</p> <p data-bbox="179 550 481 582">（1）外観による判定</p> <p data-bbox="235 598 291 630">（略）</p> <p data-bbox="190 646 1108 774">また、<u>発災前後の航空写真やドローンによる映像等</u>が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、<u>当該写真等</u>を活用して判定することが可能である。</p> <p data-bbox="190 790 1108 965">例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、又は倒壊、流失等した住家が集中していると想定される場合などが考えられる。</p> <p data-bbox="190 981 1108 1204">これらの場合において、<u>写真等</u>から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している、一部の階が全部倒壊している又は住家全部が流失していると判定できる場合には、<u>当該写真等</u>により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</p> <p data-bbox="190 1220 1108 1300">なお、<u>写真等からだけでは判定できない場合</u>には、現地調査を行うこととなる。</p>	<p data-bbox="1131 215 1825 295"><被害認定フロー（水害による被害 非木造）> （略）</p> <p data-bbox="1131 375 1388 422">1. 調査・判定</p> <p data-bbox="1198 454 1254 486">（略）</p> <p data-bbox="1142 550 1444 582">（1）外観による判定</p> <p data-bbox="1198 598 1254 630">（略）</p> <p data-bbox="1153 646 2072 774">また、<u>発災前後の航空写真等</u>が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、<u>当該航空写真等</u>を活用して判定することが可能である。</p> <p data-bbox="1153 790 2072 965">例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、又は倒壊、流失等した住家が集中していると想定される場合などが考えられる。</p> <p data-bbox="1153 981 2072 1204">これらの場合において、<u>航空写真等</u>から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している、一部の階が全部倒壊している又は住家全部が流失していると判定できる場合には、<u>当該航空写真等</u>により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</p> <p data-bbox="1153 1220 2072 1348">なお、<u>明らかに住家全部が倒壊している、一部の階が全部倒壊している又は住家全部が流失していると判定できない場合</u>には、現地調査を行うこととなる。</p>

新	旧
<p>(2) (略)</p> <p>(3) 部位による判定</p> <p>住家を「柱（又は耐力壁）」「床・梁」「外部仕上・雑壁・屋根」「内部仕上・天井」「建具」「設備等（外部階段を含む。）」に区分し、各部位の損傷率（各部位の被害の程度）を外観目視及び内部立入により把握し、それに部位別の構成比（<u>次頁</u>表参照）を乗じたもの（部位別損害割合）の合計（住家の損害割合）を算定する。</p> <p>【2階建等の住家における1階等の価値を考慮した損害割合の算定】</p> <p>2以上の階を有する住家（1世帯で2以上の階を使用している場合に限る。）にあつては、各部位（基礎を除く。）について、上記により算定した部位別の損害割合に代えて、次の①及び②の割合を合計した割合を各部位の損害割合とすることができる。ただし、各部位の損害割合は、<u>次頁</u>表に定める各部位の部位別構成比を超えることはできないものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>(略)</p> <p>1-1～1-6. (略)</p> <p>2. 被災者から再調査の依頼があつた場合の対応</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 部位による判定</p> <p>住家を「柱（又は耐力壁）」「床・梁」「外部仕上・雑壁・屋根」「内部仕上・天井」「建具」「設備等（外部階段を含む。）」に区分し、各部位の損傷率（各部位の被害の程度）を外観目視及び内部立入により把握し、それに部位別の構成比（<u>P2-50</u>表参照）を乗じたもの（部位別損害割合）の合計（住家の損害割合）を算定する。</p> <p>【2階建等の住家における1階等の価値を考慮した損害割合の算定】</p> <p>2以上の階を有する住家（1世帯で2以上の階を使用している場合に限る。）にあつては、各部位（基礎を除く。）について、上記により算定した部位別の損害割合に代えて、次の①及び②の割合を合計した割合を各部位の損害割合とすることができる。ただし、各部位の損害割合は、<u>P2-50</u>表に定める各部位の部位別構成比を超えることはできないものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>(略)</p> <p>1-1～1-6. (略)</p> <p>2. 被災者から再調査の依頼があつた場合の対応</p>

新	旧
<p>調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。</p> <p>再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。</p> <p><u>なお、住家の被害の程度が再調査前に行われた調査に基づく判定結果と異なった場合、基本的には再調査に基づく判定結果で当該住家の被害の程度を判定する。</u></p>	<p>調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。</p> <p>再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。</p>

新

旧

＜第3編 風害による被害＞

(略)

＜第3編 風害による被害＞

(略)

新

旧

【木造・プレハブ】

【木造・プレハブ】

※木造・プレハブとは、在来工法（軸組工法）による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。

※木造・プレハブとは、在来工法（軸組工法）による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。

新	旧
<p data-bbox="168 215 996 295"><被害認定フロー（風害による被害 木造・プレハブ）> （略）</p> <p data-bbox="168 375 425 422">1. 調査・判定</p> <p data-bbox="235 454 291 486">（略）</p> <p data-bbox="179 550 481 582">（1）外観による判定</p> <p data-bbox="235 598 291 630">（略）</p> <p data-bbox="190 646 1108 774">また、<u>発災前後の航空写真やドローンによる映像等</u>が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、<u>当該写真等</u>を活用して判定することが可能である。</p> <p data-bbox="190 790 1108 965">例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、又は倒壊等した住家が集中していると想定される場合などが考えられる。</p> <p data-bbox="190 981 1108 1204">これらの場合において、<u>写真等</u>から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している又は一部の階が全部倒壊していると判定できる場合には、<u>当該写真等</u>により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</p> <p data-bbox="190 1220 1108 1300">なお、<u>写真等からだけでは判定できない場合</u>には、現地調査を行うこととなる。</p> <p data-bbox="179 1364 504 1404">（2）～（4） （略）</p>	<p data-bbox="1140 215 1968 295"><被害認定フロー（風害による被害 木造・プレハブ）> （略）</p> <p data-bbox="1140 375 1397 422">1. 調査・判定</p> <p data-bbox="1198 454 1254 486">（略）</p> <p data-bbox="1142 550 1444 582">（1）外観による判定</p> <p data-bbox="1198 598 1254 630">（略）</p> <p data-bbox="1153 646 2072 774">また、<u>発災前後の航空写真等</u>が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、<u>当該航空写真等</u>を活用して判定することが可能である。</p> <p data-bbox="1153 790 2072 965">例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、又は倒壊等した住家が集中していると想定される場合などが考えられる。</p> <p data-bbox="1153 981 2072 1204">これらの場合において、<u>航空写真等</u>から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している又は一部の階が全部倒壊していると判定できる場合には、<u>当該航空写真等</u>により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</p> <p data-bbox="1153 1220 2072 1300">なお、<u>明らかに住家全部が倒壊している又は一部の階が全部倒壊している</u>と判定できない場合には、現地調査を行うこととなる。</p> <p data-bbox="1142 1364 1467 1404">（2）～（4） （略）</p>

新	旧
<p>1-1～1-9. (略)</p> <p>2. 被災者から再調査の依頼があった場合の対応</p> <p>調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。</p> <p>再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。</p> <p><u>なお、住家の被害の程度が再調査前に行われた調査に基づく判定結果と異なった場合、基本的には再調査に基づく判定結果で当該住家の被害の程度を判定する。</u></p>	<p>1-1～1-9. (略)</p> <p>2. 被災者から再調査の依頼があった場合の対応</p> <p>調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。</p> <p>再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。</p>

新	旧
<p data-bbox="488 579 775 651">【非木造】</p> <p data-bbox="192 1182 1106 1358">※非木造の住家は、構造上、鉄骨造と鉄筋コンクリート造に大別される。調査のうち、柱（又は耐力壁）及び床・梁の調査においては、内部立入調査により、構造別の被害が確認できると考えられるため、鉄骨造、鉄筋コンクリート造に区分して判定を行う。</p>	<p data-bbox="1458 579 1744 651">【非木造】</p> <p data-bbox="1162 1182 2076 1358">※非木造の住家は、構造上、鉄骨造と鉄筋コンクリート造に大別される。調査のうち、柱（又は耐力壁）及び床・梁の調査においては、内部立入調査により、構造別の被害が確認できると考えられるため、鉄骨造、鉄筋コンクリート造に区分して判定を行う。</p>

新	旧
<p data-bbox="168 215 862 295"><被害認定フロー（風害による被害 非木造）> （略）</p> <p data-bbox="168 375 425 422">1. 調査・判定</p> <p data-bbox="235 454 291 486">（略）</p> <p data-bbox="179 550 481 582">（1）外観による判定</p> <p data-bbox="235 598 291 630">（略）</p> <p data-bbox="190 646 1108 774">また、<u>発災前後の航空写真やドローンによる映像等</u>が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、<u>当該写真等</u>を活用して判定することが可能である。</p> <p data-bbox="190 790 1108 965">例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、又は倒壊等した住家が集中していると想定される場合などが考えられる。</p> <p data-bbox="190 981 1108 1204">これらの場合において、<u>写真等</u>から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している又は一部の階が全部倒壊していると判定できる場合には、<u>当該写真等</u>により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</p> <p data-bbox="190 1220 1108 1300">なお、<u>写真等からだけでは判定できない場合</u>には、現地調査を行うこととなる。</p> <p data-bbox="179 1364 492 1404">（2）・（3） （略）</p>	<p data-bbox="1131 215 1825 295"><被害認定フロー（風害による被害 非木造）> （略）</p> <p data-bbox="1131 375 1388 422">1. 調査・判定</p> <p data-bbox="1198 454 1254 486">（略）</p> <p data-bbox="1142 550 1444 582">（1）外観による判定</p> <p data-bbox="1198 598 1254 630">（略）</p> <p data-bbox="1153 646 2072 774">また、<u>発災前後の航空写真等</u>が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、<u>当該航空写真等</u>を活用して判定することが可能である。</p> <p data-bbox="1153 790 2072 965">例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、又は倒壊等した住家が集中していると想定される場合などが考えられる。</p> <p data-bbox="1153 981 2072 1204">これらの場合において、<u>航空写真等</u>から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している又は一部の階が全部倒壊していると判定できる場合には、<u>当該航空写真等</u>により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</p> <p data-bbox="1153 1220 2072 1300">なお、<u>明らかに住家全部が倒壊している又は一部の階が全部倒壊している</u>と判定できない場合には、現地調査を行うこととなる。</p> <p data-bbox="1142 1364 1456 1404">（2）・（3） （略）</p>

新	旧
<p>(4) 部位による判定</p> <p>住家を「柱(又は耐力壁)」「床・梁」「外部仕上・雑壁・屋根」「内部仕上・天井」「建具」「設備等(外部階段を含む。)」に区分し、各部位の損傷率(各部位の被害の程度)を外観目視及び内部立入により把握し、それに部位別の構成比(P3-45表参照)を乗じたもの(部位別損害割合)の合計(住家の損害割合)を算定する。</p> <p>【2階建等の住家における1階等の価値を考慮した損害割合の算定】</p> <p>2以上の階を有する住家(1世帯で2以上の階を使用している場合に限る。)にあつては、各部位(基礎を除く。)について、上記により算定した部位別の損害割合に代えて、次の①及び②の割合を合計した割合を各部位の損害割合とすることができる。ただし、各部位の損害割合は、<u>次頁</u>表に定める各部位の部位別構成比を超えることはできないものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>(略)</p> <p>1-1~1-6. (略)</p> <p>2. 被災者から再調査の依頼があつた場合の対応</p> <p>調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があつた場合</p>	<p>(4) 部位による判定</p> <p>住家を「柱(又は耐力壁)」「床・梁」「外部仕上・雑壁・屋根」「内部仕上・天井」「建具」「設備等(外部階段を含む。)」に区分し、各部位の損傷率(各部位の被害の程度)を外観目視及び内部立入により把握し、それに部位別の構成比(P3-44表参照)を乗じたもの(部位別損害割合)の合計(住家の損害割合)を算定する。</p> <p>【2階建等の住家における1階等の価値を考慮した損害割合の算定】</p> <p>2以上の階を有する住家(1世帯で2以上の階を使用している場合に限る。)にあつては、各部位(基礎を除く。)について、上記により算定した部位別の損害割合に代えて、次の①及び②の割合を合計した割合を各部位の損害割合とすることができる。ただし、各部位の損害割合は、<u>P3-44</u>表に定める各部位の部位別構成比を超えることはできないものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>(略)</p> <p>1-1~1-6. (略)</p> <p>2. 被災者から再調査の依頼があつた場合の対応</p> <p>調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があつた場合</p>

新	旧
<p>には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。</p> <p>再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。</p> <p><u>なお、住家の被害の程度が再調査前に行われた調査に基づく判定結果と異なった場合、基本的には再調査に基づく判定結果で当該住家の被害の程度を判定する。</u></p>	<p>には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。</p> <p>再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。</p>

新	旧
<p data-bbox="197 678 1079 893" style="text-align: center;">＜第4編 液状化等の地盤 被害による被害＞</p> <p data-bbox="163 1133 1104 1257">液状化、斜面崩壊、土砂堆積等の地盤被害により損傷した住家の被害認定については、以下の方法により、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める割合で表す損害割合を算定し、住家の被害の程度を判定する。</p> <p data-bbox="163 1276 1104 1401">なお、地盤そのものは、住家の主要な構成要素ではなく、地盤に何らかの被害があることをもって直ちに住家の被害があるものではないことに留意されたい。</p>	<p data-bbox="1160 678 2042 893" style="text-align: center;">＜第4編 液状化等の地盤 被害による被害＞</p> <p data-bbox="1126 1133 2067 1257">液状化、斜面崩壊、土砂堆積等の地盤被害により損傷した住家の被害認定については、以下の方法により、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める割合で表す損害割合を算定し、住家の被害の程度を判定する。</p> <p data-bbox="1126 1276 2067 1401">なお、地盤そのものは、住家の主要な構成要素ではなく、地盤に何らかの被害があることをもって直ちに住家の被害があるものではないことに留意されたい。</p>

新

<被害認定フロー（液状化等の地盤被害による被害）>

【第1次調査】

(1) 外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③一見して住家全部が流出又はずり落ち
- ④地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出
- ⑤地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断

いずれかに該当

全壊
(損害割合50%以上)

(2) 傾斜による判定

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

(3) 住家の潜り込みによる判定

床上1mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み

いずれかに該当

大規模半壊

不同沈下による外壁又は柱の傾斜が1/60以上1/20未満

床までのすべての部分が地盤面下に潜り込み

いずれかに該当

中規模半壊

不同沈下による外壁又は柱の傾斜が1/100以上1/60未満

基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み

いずれにも該当

半壊

不同沈下による床の傾斜が1/100以上

基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み

いずれかに該当

上記のいずれにも該当しない

該当

地震・水害等通常の被害認定調査へ

【第2次調査】

被災者から申請があった場合

(1) 外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③一見して住家全部が流出又はずり落ち
- ④地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出
- ⑤地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断

いずれかに該当

全壊
(損害割合50%以上)

(2) 傾斜による判定

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

いずれにも該当しない

該当

(3) 住家の潜り込みによる判定

床上1mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んでいる

該当しない

該当

(4) 部位による判定

各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。

住家の損害割合

50%以上

40%以上50%未満

30%以上40%未満

20%以上30%未満

10%以上20%未満

10%未満

いずれかに該当

全壊

該当

大規模半壊

該当

中規模半壊

該当

半壊

該当

準半壊

該当

準半壊に至らない(一部損壊)

【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者から再調査の依頼があった場合

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

旧

<被害認定フロー（液状化等の地盤被害による被害）>

【第1次調査】

(1) 外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出

いずれかに該当

全壊
(損害割合50%以上)

(2) 傾斜による判定

傾斜による判定と住家の潜り込みによる判定の被害程度の大きい方を採用傾斜が1/100未満である場合、傾斜による判定は行わない

いずれにも該当しない

(3) 住家の潜り込みによる判定

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

床上1mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み

いずれかに該当

大規模半壊
(損害割合40%以上50%未満)

不同沈下があり、傾斜が1/60以上1/20未満

床までのすべての部分が地盤面下に潜り込み

いずれかに該当

半壊
(損害割合20%以上30%未満)

不同沈下があり、傾斜が1/100以上1/60未満

基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み

いずれかに該当

上記のいずれにも該当しない

該当

地震・水害等通常の被害認定調査へ

【第2次調査】

被災者から申請があった場合

(1) 外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出

いずれかに該当

全壊
(損害割合50%以上)

(2) 傾斜による判定

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

いずれにも該当しない

該当

(3) 住家の潜り込みによる判定

床上1mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んでいる

該当しない

該当

(4) 部位による判定

各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。

住家の損害割合

50%以上

40%以上50%未満

30%以上40%未満

20%以上30%未満

10%以上20%未満

10%未満

いずれかに該当

全壊

該当

大規模半壊

該当

中規模半壊

該当

半壊

該当

準半壊

該当

準半壊に至らない(一部損壊)

【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者から再調査の依頼があった場合

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

新	旧
<p>1. 第1次調査に基づく判定</p> <p>第1次調査は外観目視調査により、次の(1)～(3)の順に判定を行う。</p> <p>(1) 外観による判定 (略)</p> <p>(2) 傾斜による判定 <u>住家の不同沈下による</u>外壁、柱又は床の傾斜を測定し、判定を行う。 <u>なお、住家の不同沈下は原則として外観目視調査により把握するが、住家周辺に液状化等による地盤被害(土砂等の堆積を除く。)が生じていることが明らかであり、外壁、柱又は床のいずれかが傾斜している場合は、当該住家に不同沈下による傾斜が生じているものとして差し支えない。</u></p> <p><u>外壁又は柱の傾斜は原則として住家の1階部分の外壁の四隅又は四隅の柱を下げ振り等により計測して単純平均したものとする。</u></p> <p><u>外壁又は柱の傾斜が1/100未満の場合は、床の傾斜を、基本的には以下の手順によって推定し、判定を行う。</u></p> <p>①<u>一の外壁面における平均的な傾斜を測定するため、当該外壁面における沈下前は水平であった面(建具枠等)の傾斜を水平器(長さ20～30cm程度のもの)等により2箇所以上で計測し、それらを単純平均する。</u></p> <p>②<u>各外壁面の平均的な傾斜を同様に測定し、それらの最大値を床の傾斜とする。なお、一の外壁面において、2箇所以上の沈下前は水</u></p>	<p>1. 第1次調査に基づく判定</p> <p>第1次調査は外観目視調査により、次の(1)～(3)の順に判定を行う。</p> <p>(1) 外観による判定 (略)</p> <p>(2) 傾斜による判定 <u>住家に不同沈下があるかどうかを外観目視調査により把握するとともに、外壁又は柱の傾斜を下げ振り等により測定し、判定を行う。</u></p> <p><u>傾斜は原則として住家の1階部分の外壁の四隅又は四隅の柱を計測して単純平均したものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>平であった面（建具枠等）で傾斜が 1/100 以上あることが確認できた場合、床の傾斜は 1/100 以上あるものとして計測を終了して差し支えない。</u></p> <p>外壁又は柱の傾斜が 1 / 20 以上の場合は、当該住家の損害割合を 50%以上とし、「全壊」と判定する。</p> <p><u>住家の不同沈下による</u>外壁又は柱の傾斜が 1 / 60 以上 1 / 20 未満の場合は、当該住家の損害割合を 40%以上 50%未満とし、「大規模半壊」と判定する。</p> <p><u>住家の不同沈下による</u>外壁又は柱の傾斜が 1 / 100 以上 1 / 60 未満の場合若しくは<u>住家の不同沈下による</u>床の傾斜が 1 / 100 以上の場合は、当該住家の損害割合を 20%以上 30%未満とし、「半壊」と判定する。</p> <p>また、<u>外壁、柱及び床の傾斜がいずれも 1 / 100 未満である場合は、傾斜による判定は行わない。</u></p> <p>(3) 住家の潜り込みによる判定</p> <p>住家の基礎等の地盤面下への潜り込み状況を外観目視調査により把握し、判定する。</p> <p>なお、水害によって土砂等が住家及びその周辺に一様に堆積している場合、堆積した土砂等により上昇した面を地盤面として取り扱う。</p> <p>住家の床上 1 m までのすべての部分が地盤面下に潜り込んでいる場合は、当該住家の損害割合を 50%以上とし、「全壊」と判定する。</p> <p>住家の床までのすべての部分が地盤面下に潜り込んでいる場合は、当該住家の損害割合を 40%以上 50%未満とし、「大規模半壊」と判定</p>	<p>傾斜が 1 / 20 以上の場合は、当該住家の損害割合を 50%以上とし、「全壊」と判定する。</p> <p><u>住家に不同沈下があり、かつ、傾斜が 1 / 60 以上 1 / 20 未満の場合は、当該住家の損害割合を 40%以上 50%未満とし、「大規模半壊」と判定する。</u></p> <p><u>住家に不同沈下があり、かつ、傾斜が 1 / 100 以上 1 / 60 未満の場合は、当該住家の損害割合を 20%以上 30%未満とし、「半壊」と判定する。</u></p> <p>また、<u>傾斜が 1 / 100 未満である場合は、傾斜による判定は行わない。</u></p> <p>(3) 住家の潜り込みによる判定</p> <p>住家の基礎等の地盤面下への潜り込み状況を外観目視調査により把握し、判定する。</p> <p>なお、水害によって土砂等が住家及びその周辺に一様に堆積している場合、堆積した土砂等により上昇した面を地盤面として取り扱う。</p> <p>住家の床上 1 m までのすべての部分が地盤面下に潜り込んでいる場合は、当該住家の損害割合を 50%以上とし、「全壊」と判定する。</p> <p>住家の床までのすべての部分が地盤面下に潜り込んでいる場合は、当該住家の損害割合を 40%以上 50%未満とし、「大規模半壊」と判定</p>

新	旧
<p>する。</p> <p>基礎の天端下 25 c mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んでいる場合は、当該住家の損害割合を 20%以上 30%未満とし、「半壊」と判定する。なお、(2)による判定でも「半壊」となる場合は、<u>当該住家の損害割合を 30%以上 40%未満とし、「中規模半壊」と判定する。</u></p> <p>2. 第 2 次調査に基づく判定</p> <p>第 1 次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合、第 2 次調査を実施する。第 2 次調査は、次の (1) ～ (4) の順に判定を行う。</p> <p><u>なお、住家の被害の程度が第 1 次調査に基づく判定結果と異なった場合、基本的には第 2 次調査に基づく判定結果で当該住家の被害の程度を判定する。</u></p> <p>(1) 外観による判定 (略)</p> <p>(2) 傾斜による判定 <u>外壁、柱又は床の傾斜を測定し、判定を行う。</u></p> <p><u>外壁又は柱の傾斜は原則として住家の 1 階部分の外壁の四隅又は四隅の柱を下げ振り等により計測して単純平均したものとする。</u></p> <p><u>外壁又は柱の傾斜が 1 / 20 以上の場合は、当該住家の損害割合を 50%以上とし、「全壊」と判定する。</u></p>	<p>する。</p> <p>基礎の天端下 25 c mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んでいる場合は、当該住家の損害割合を 20%以上 30%未満とし、「半壊」と判定する。</p> <p>2. 第 2 次調査に基づく判定</p> <p>第 1 次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合、第 2 次調査を実施する。第 2 次調査は、次の (1) ～ (4) の順に判定を行う。</p> <p>(1) 外観による判定 (略)</p> <p>(2) 傾斜による判定 <u>住家に不同沈下があるかどうかを外観目視調査により把握するとともに、外壁又は柱の傾斜を下げ振り等により測定し、判定を行う。</u></p> <p><u>傾斜は原則として住家の 1 階部分の外壁の四隅又は四隅の柱を計測して単純平均したものとする。</u></p> <p><u>傾斜が 1 / 20 以上の場合は、当該住家の損害割合を 50%以上とし、「全壊」と判定する。</u></p>

新	旧
<p>外壁又は柱の傾斜が1/20未満の場合は、(3)住家の潜り込みによる判定を行い、これにより「全壊」とならない場合には(4)部位による判定を行い、判定する。(4)の場合において、<u>外壁又は柱の傾斜が1/60以上1/20未満の場合は、基礎及び柱(又は耐力壁)の損害割合に代えて、傾斜による損害割合を15%(住家の不同沈下により、1階に床が1/100以上傾斜している室がある場合は25%)</u>として算定する。</p> <p><u>住家の不同沈下は原則として外観目視調査により把握するが、住家周辺に液状化等による地盤被害(土砂等の堆積を除く。)が生じていることが明らかであり、外壁、柱又は床のいずれかが傾斜している場合は、当該住家に不同沈下による傾斜が生じているものとして差し支えない。</u></p> <p>室の床の傾斜は、基本的には以下の手順により測定する。</p> <p>①室周囲における一の壁面の平均的な傾斜を測定するため、当該壁面における沈下前は水平であった面(建具枠等のほか、当該壁面近くの床面を含む。②において同じ。)の傾斜を水平器(長さ20~30cm程度のもの)等により2箇所以上で計測し、それらを単純平均する。</p> <p>②各壁面の平均的な傾斜を同様に測定し、それらの最大値を当該室の床の傾斜とする。<u>なお、一の壁面において、2箇所以上の沈下前は水平であった面で傾斜が1/100以上あることが確認できた場合、当該室の床の傾斜は1/100以上あるものとして計測を終了して差し支えない。</u></p> <p>(3) 住家の潜り込みによる判定</p>	<p>傾斜が1/20未満の場合は、(3)住家の潜り込みによる判定を行い、これにより「全壊」とならない場合には(4)部位による判定を行い、判定する。(4)の場合において、<u>傾斜が1/60以上1/20未満の場合は、基礎及び柱(又は耐力壁)の損害割合に代えて、傾斜による損害割合を25%(住家に不同沈下がない場合は15%)</u>として算定する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 住家の潜り込みによる判定</p>

新	旧
<p>(略)</p> <p>(4) 部位による判定</p> <p>原則として、第1編 地震による被害又は第2編 水害による被害の2. 第2次調査に基づく判定 (3) 部位による判定のとおりとするが、以下の点に留意して各部位の損傷率を把握し、それに部位別の構成比を乗じたものの合計 (住家の損害割合) を算定する。</p> <p>1) <u>外壁又は柱</u>の傾斜が1/60以上1/20未満の場合</p> <p>①住家の床までのすべての部分が地盤面下に潜り込んだ場合 床の損害割合を10%とし、1階の外壁及び内壁の損傷率を100%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。</p> <p>②基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んだ場合 床の損害割合を10%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。</p> <p>③基礎の天端下25cmまでの部分のうち、地盤面下に潜り込んでいない部分がある場合 床の損害割合を10%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。</p> <p>2) <u>外壁又は柱</u>の傾斜が1/100以上1/60未満の場合</p> <p>①住家の床までのすべての部分が地盤面下に潜り込んだ場合 基礎の潜り込みによる損害割合及び床の損害割合をそれぞれ10%</p>	<p>(略)</p> <p>(4) 部位による判定</p> <p>原則として、第1編 地震による被害又は第2編 水害による被害の2. 第2次調査に基づく判定 (3) 部位による判定のとおりとするが、以下の点に留意して各部位の損傷率を把握し、それに部位別の構成比を乗じたものの合計 (住家の損害割合) を算定する。</p> <p>1) <u>住家</u>の傾斜が1/60以上1/20未満の場合</p> <p>①住家の床までのすべての部分が地盤面下に潜り込んだ場合 床の損害割合を10%とし、1階の外壁及び内壁の損傷率を100%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。</p> <p>②基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んだ場合 床の損害割合を10%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。</p> <p>③基礎の天端下25cmまでの部分のうち、地盤面下に潜り込んでいない部分がある場合 床の損害割合を10%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。</p> <p>2) <u>住家</u>の傾斜が1/100以上1/60未満の場合</p> <p>①住家の床までのすべての部分が地盤面下に潜り込んだ場合 基礎の潜り込みによる損害割合及び床の損害割合をそれぞれ10%</p>

新	旧
<p>とし、1階の外壁及び内壁の損傷率を100%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。</p> <p>②基礎の天端下 25 c mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んだ場合</p> <p>基礎の潜り込みによる損害割合及び床の損害割合をそれぞれ 10%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。</p> <p>③基礎の天端下 25 c mまでの部分のうち、地盤面下に潜り込んでいない部分がある場合</p> <p>床の損害割合を 10%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。</p> <p><u>住家の不同沈下により、1階に床が1/100以上傾斜している室がある場合においては、基礎の潜り込みによる損害割合を10%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。</u></p> <p>3) <u>外壁又は柱の傾斜が1/100未満の場合</u></p> <p>①住家の床までのすべての部分が地盤面下に潜り込んだ場合</p> <p>基礎の潜り込みによる損害割合を10%とし、1階の床、外壁及び内壁の損傷率を100%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。</p> <p><u>2階以上の階に床が1/100以上傾斜している室がある場合においては、当該室の床は損傷の程度V（損傷程度100%）と判定し、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。</u></p> <p>②基礎の天端下 25 c mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んだ場合</p>	<p>とし、1階の外壁及び内壁の損傷率を100%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。</p> <p>②基礎の天端下 25 c mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んだ場合</p> <p>基礎の潜り込みによる損害割合及び床の損害割合をそれぞれ 10%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。</p> <p>③基礎の天端下 25 c mまでの部分のうち、地盤面下に潜り込んでいない部分がある場合</p> <p>床の損害割合を10%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3) <u>住家の傾斜が1/100未満の場合</u></p> <p>①住家の床までのすべての部分が地盤面下に潜り込んだ場合</p> <p>基礎の潜り込みによる損害割合を10%とし、1階の床、外壁及び内壁の損傷率を100%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>②基礎の天端下 25 c mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んだ場合</p>

新	旧
<p>基礎の潜り込みによる損害割合を 10%とし、1階の床の損傷率を 100%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。</p> <p><u>2階以上の階に床が1/100以上傾斜している室がある場合においては、当該室の床は損傷の程度V（損傷程度 100%）と判定し、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。</u></p> <p>③基礎の天端下 25 c mまでの部分のうち、地盤面下に潜り込んでいない部分がある場合</p> <p>原則として、各部位の損害割合から住家の損害割合を算定する。</p> <p>床下に堆積した砂を除去するため、床の一部（床板等）の取り外しが必要である場合においては、床の損傷の程度IV（損傷程度 75%）と判定するとともに、<u>液状化等による基礎の損傷率を 10%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。</u></p> <p><u>床が1/100以上傾斜している室がある場合においては、当該室の床は損傷の程度V（損傷程度 100%）と判定し、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。</u></p> <p><u>住家の不同沈下により、1階に床が1/100以上傾斜している室がある場合においては、基礎の潜り込みによる損害割合を 10%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。</u></p>	<p>基礎の潜り込みによる損害割合を 10%とし、1階の床の損傷率を 100%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>③基礎の天端下 25 c mまでの部分のうち、地盤面下に潜り込んでいない部分がある場合</p> <p>原則として、各部位の損害割合から住家の損害割合を算定する。</p> <p>床下に堆積した砂を除去するため、床の一部（床板等）の取り外しが必要である場合においては、床の損傷の程度IV（損傷程度 75%）と判定するとともに、<u>液状化による基礎の損傷率を 10%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>
<p>3. 被災者から再調査の依頼があった場合の対応</p> <p>第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えら</p>	<p>3. 被災者から再調査の依頼があった場合の対応</p> <p>第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えら</p>

新	旧
<p>れる点があれば、その点について再調査を行う。</p> <p>再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。</p> <p><u>なお、住家の被害の程度が再調査前に行われた調査に基づく判定結果と異なった場合、基本的には再調査に基づく判定結果で当該住家の被害の程度を判定する。</u></p> <p>4. 留意事項</p> <p>○1（3）、2（3）、（4）の住家の潜り込みによる判定にあたって、地盤と基礎等の間に隙間がある場合、通風が確保できるか、排水ポンプなどの外構工事により対応できないか等を踏まえて判断する。</p> <p>○第1～3編においては、「基礎の損傷率が75%以上となる場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定する。」とされているが、この規定中の「基礎の損傷率」に2（4）の「基礎の潜り込みによる損害割合」及び「<u>液状化等</u>による損傷率」は含まないものとして判断する。</p>	<p>れる点があれば、その点について再調査を行う。</p> <p>再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。</p> <p>4. 留意事項</p> <p>○1（3）、2（3）、（4）の住家の潜り込みによる判定にあたって、地盤と基礎等の間に隙間がある場合、通風が確保できるか、排水ポンプなどの外構工事により対応できないか等を踏まえて判断する。</p> <p>○第1～3編においては、「基礎の損傷率が75%以上となる場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定する。」とされているが、この規定中の「基礎の損傷率」に2（4）の「基礎の潜り込みによる損害割合」及び「<u>液状化</u>による損傷率」は含まないものとして判断する。</p>

【1次調査】地盤被害に伴う外壁又は柱の傾斜及び潜り込みに係る住家の被害認定

外壁又は柱の傾斜 潜り込み	1/20 以上		1/60 以上 1/20 未満*	1/100 以上 1/60 未満*	1/100 未満	
					床の傾斜 1/100 以上*	床の傾斜 1/100 未満
床上 1m	全壊	全壊	全壊	全壊	全壊	全壊
床まで	全壊	大規模半壊	大規模半壊	大規模半壊	大規模半壊	大規模半壊
基礎天端下 25cm まで	全壊	大規模半壊	中規模半壊	中規模半壊	中規模半壊	半壊
それ以下	全壊	大規模半壊	半壊	半壊	半壊	<地震・水害等の被害認定>

※住家の不同沈下による傾斜の場合

【2次調査】地盤被害に伴う外壁又は柱の傾斜及び潜り込みに係る住家の被害認定

外壁又は柱の傾斜 潜り込み	1/20 以上	1/60 以上 1/20 未満	1/100 以上 1/60 未満	1/100 未満
	床上 1m	全壊	全壊	全壊
床まで	全壊	$15^{※} + 10 + 20x + \alpha$ <small>基礎・柱 床 外壁・内壁</small> ※不同沈下により、1階に床の傾斜が1/100以上の室がある場合は25	$20 + 20x + \alpha$ <small>基礎・床 外壁・内壁</small>	$10 + 30x + \alpha$ <small>基礎 床・外壁・内壁</small>
基礎天端下 25cm まで	全壊	$15^{※} + 10 + \alpha$ <small>基礎・柱 床</small> ※不同沈下により、1階に床の傾斜が1/100以上の室がある場合は25	$20 + \alpha$ <small>基礎・床</small>	$10 + 10x + \alpha$ <small>基礎 床</small>
それ以下	全壊	$15^{※} + 10 + \alpha$ <small>基礎・柱 床</small> ※不同沈下により、1階に床の傾斜が1/100以上の室がある場合は25	$10 + 10^{※} + \alpha$ <small>床 基礎</small> ※不同沈下により、1階に床の傾斜が1/100以上の室がある場合	$10^{※} + \alpha$ <small>基礎</small> ※不同沈下により、1階に床の傾斜が1/100以上の室がある場合

x：1階の床面積／住家の延床面積、α：建具、設備等の被害

地盤被害に伴う傾斜（床・基礎を含む）及び潜り込みに係る住家の被害認定

傾斜 潜り込み	1/20 以上 ※不同沈下がある場合	1/60 以上 1/20 未満 ※不同沈下がある場合	1/100 以上 1/60 未満 ※不同沈下がある場合	1/100 未満
	床上 1m	1次・2次 全壊	1次・2次 全壊	1次・2次 全壊
床まで	1次・2次 全壊	1次 大規模半壊 2次 $35 + 20x + \alpha$ <small>基礎・床・柱 外壁・内壁</small>	1次 大規模半壊 2次 $20 + 20x + \alpha$ <small>基礎・床 外壁・内壁</small>	1次 大規模半壊 2次 $10 + 30x + \alpha$ <small>基礎 床・外壁・内壁</small>
基礎天端下 25cm まで	1次・2次 全壊	1次 大規模半壊 2次 $35 + \alpha$ <small>基礎・床・柱</small>	1次 半壊 2次 $20 + \alpha$ <small>基礎・床</small>	1次 半壊 2次 $10 + 10x + \alpha$ <small>基礎 床</small>
それ以下	1次・2次 全壊	1次 大規模半壊 2次 $35 + \alpha$ <small>基礎・床・柱</small>	1次 半壊 2次 $10 + \alpha$ <small>床</small>	1次 被害なし 2次 <通常の被害認定>

x：1階の床面積／住家の延床面積、α：建具、設備等の被害

